

第9

学童クラブ事業

学童クラブ事業 法制上の諸規定

- 京都市の学童クラブ事業は、児童福祉法に規定される放課後児童健全育成事業に法的根拠をもち、京都市公設学童クラブ事業実施要綱及び京都市民設学童クラブ事業実施要綱に基づき実施されている。
- 「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」（法第6条の2第2項）
- 「公設(民設)学童クラブ事業（以下「事業という。」）は…（略）…に規定する放課後児童健全育成事業とし、…（略）…に規定する対象児童に対し、適当な場を設けて保護すると共に、健やかに育成することを目的とする。」（公設要綱第1条、民設要綱第1条）
- 「…（略）… 対象児童は、ひとり親家庭や両親の共働き家庭その他の事情により、放課後児童を保護する者がいない家庭の児童及びこれに準じた環境にある児童で…（略）…に該当する児童とする。ただし、病気等のため、集団での保護及び育成が不可能又は著しく困難である児童は除く。」（公設要綱第2条、民設要綱第3条）
- 「市町村は、…（略）…放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、…（略）…に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。」（法第21条の10）
- 「…（略）…放課後児童健全育成事業を行う者…（略）…は、その事業を行い、又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家庭からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならない。」（法第56条の6第2項）
- 「…（略）…放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を整える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。」（施行令第1条）
- 「地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、…（略）…「放課後子ども教室推進事業」…（略）…と「放課後児童健全育成事業」…（略）…を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進する。」（文部科学省・厚生労働省通知「『放課後子どもプラン』の基本的な考え方」）

1 学童クラブの意義

放課後児童健全育成事業は、夫婦共働きの一般化の傾向を踏まえて、1997（平成9）年の改正児童福祉法によってはじめて法制上に位置付けられ、1998（平成10）年4月に施行されたものである。京都市においては、1965（昭和40）年から任意の事業として実施してきているが、法制化の意義を踏まえた今日的な役割と機能、事業目標を明確にして、実施していく必要がある。

また、国においては2007（平成19）年度から、原則として全ての小学校区で放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設した。

京都市では「放課後子ども教室推進事業」に対応する事業として「放課後まなび教室」を2007（平成19）年度から実施しており、「放課後まなび教室」と「学童クラブ事業」が連携・共同を進めることで放課後の子どもの安心・安全な居場所の充実を図ることが必要である。

（1）学童クラブ事業の役割特性と機能特性

① 昼間留守家庭児童等を保護・育成する役割と機能

学童クラブ事業の第一の役割（基本目的）は、昼間留守家庭児童等の保護・育成を図ることにある。この役割（基本目的）は、乳幼児保育と同じく、昼間留守家庭児童等の生活条件に応じた援助である。内容としては、①「生活の場」としての子どもに対する生活援助であり、②「遊びを通した」健全育成（子ども育成）である。

「遊びを通した」健全育成の援助に当たっては、子ども一般に対する子ども育成の活動と同様であるが、昼間留守家庭児童等の生活条件を考慮し、行うことが必要である。

二つの内容の援助を統一的に行い、昼間留守家庭児童等のウェルビーイングに寄与する。

また、子どもの自立度の高さや社会性の拡大、学校生活との関係、基本の処遇時間帯の違い等から、乳幼児保育とは異なる固有の課題を踏まえた援助内容とする。特に、学童クラブの援助領域を巣立った後も、昼間留守家庭児童としての生活環境が継続するケースが大多数であることを考慮すれば、日常活動の中で、子どもの自立を積極的に促進し、さまざまな生活場面に応じた判断力、行動力をはぐくむことに十分な配慮を必要とする。



機能	生活援助機能	「生活の場」を通した生活援助
機能	子ども育成機能	「遊び」を通した健全育成

② 保護者の仕事と子育ての両立を支援する役割と機能

学童クラブ事業の第二の役割（目的）は、第一の役割（基本目的）を十全に果たすことを前提に、就労している保護者の仕事と子育ての両立を支援することにある。就労している保護者に対する仕事と子育ての両立支援の援助内容は、①保護者としての役割を十全に果たせるようにしていく援助（子育てにかかる情報提供や子育てを学ぶ場の設定、個別相談等）と②保護者の就労生活に対する援助（保護者に代わって子どもの援助に当たる）である。

学童クラブは、この二つの援助を統一的に行い、昼間留守家庭のウェルビーイングの促進に寄与する。

機能	子育て支援機能	保護者としての役割を果たせるようにしていく援助
	就労援助機能	保護者の就労生活を継続的に支えるための援助

学童クラブ事業は、以上にまとめたように、二つの役割と四つの機能を有する事業であるが、保護者に対する就労援助機能は、他の三つの働きを果たすことによって、その社会的効果として生まれるものであり、学童クラブにおける活動内容は、①子どもの生活援助、②子ども育成、③子育て支援の3機能に照応するものとなる。

（2）学童クラブの条件特性

子どもの援助に当たって踏まえるべき学童クラブの条件特性は、次の3点に集約される。

- ① 対象児童が、小学校低学年を主とした昼間留守家庭等の子どもであり異年齢集団である。
- ② 実施時間が、放課後という学校と家庭をつなぐ中間的な時間帯が基本である。
- ③ 基本目的が、「遊び」と「生活の場」であることを通じた健全育成である。

（3）学童クラブ運営の基本的観点

学童クラブの役割・機能・条件を踏まえた運営の基本的観点は、次の3点である。

生活援助	一人ひとりの子どもの状況に応じた生活力獲得に向けた指導援助と、学童クラブの集団特性を踏まえた活動の展開の推進
子ども育成	学童クラブの子どもに固有の生活条件を考慮した健全育成活動の展開
子育て支援	保護者の就労生活を配慮し、「保護者としての役割」を支える援助の推進

(4) 学童クラブの機能と活動目標及び主な取組

学童クラブの機能と活動の基本目標及び主な取組は、次のようにまとめられる。

学童クラブの機能	活動の基本目標	主な取組※
生活援助機能	安全・衛生の確保 健康の管理・情緒の安定 基本的生活習慣の確立 社会生活技術の獲得	子どもの状況等の把握 安全・衛生及び健康管理 整理整頓、挨拶の励行等の指導 おやつの提供、学習の習慣化
子ども育成機能	生活体験の拡大 社会性の養成 自立の促進と自主性の尊重	グループづくり、当番活動 館所外活動（キャンプ・宿泊活動） 生活の節目となる行事 (入会・修了記念行事・誕生日会等) 長期休業中の活動 *他は「子ども育成活動」参照
子育て支援機能	子育てに必要な情報の提供と交換 子育ての仲間づくり 子育てを支えるネットワーク形成	保護者懇談会の実施 おたより、連絡帳の活用 個別相談活動、家族参加の活動 学校・地域・保護者との連携

※ 「主な取組」については、そのねらいによって果たす機能が多様であるため、「子ども育成」「生活援助」機能を、点線により記している。



2 学童クラブの活動内容

(1) 子どもの生活援助の活動－生活の場としての働き

学童クラブにおける生活援助の展開は、安全・衛生の確保、健康管理、情緒の安定、基本的生活習慣の確立、生活技術の獲得等をその内容とする。これらは、一人ひとりの子どもへの援助の側面からみれば、「生活の場」として家庭機能を代替するものであり、学童クラブの運営の側面からみれば、集団生活を成立させるための基本であり、学童クラブの活動の全般を推進する基盤となるものである。

【活動の基本目標】

① 安全・衛生の確保

学童クラブは、子どもにとって放課後を安全に過ごすための「生活の場」であることが第一義的な役割である。そのためには、子どもの所在の確認をはじめ、施設管理から運営内容、おやつの提供に至るまで、子どもの安全と衛生管理に努めなければならない。

特に冬季などは日没の時間が早いことから、保護者と連絡を密にとりながら、帰宅方法等、児童の安全の確保に努めなくてはならない。また、インフルエンザ・O-157に代表される感染症・食中毒については、その感染を予防し、拡大を防止する観点から、手洗い等の励行をはじめとする日常生活上の指導を強化するとともに、学校等関係機関との情報共有などの連携を、より一層図ることが求められる。

② 健康の管理・情緒の安定

学童クラブは、子どもにとって学校での緊張感を解きほぐし、家庭生活に戻るまでの安心できる「居場所」とならなければならない。温かい家庭的な雰囲気に包まれた運営を行い、子どもの情緒の安定を図ることが必要である。そのためには、職員と子どもとの信頼関係づくりを基礎に、一人ひとりの子どもの家庭状況を把握し、心理面・健康面に気を配り、必要な対処を行うことが必須の条件である。

③ 基本的生活習慣の確立

学童クラブにおける基本的生活習慣の確立は、昼間留守である保護者に代わって、習慣化のためのしつけを行うことが基本であり、学童クラブの集団生活という生活条件の中で自立（自律）的な生活態度を養うという観点も踏まえた指導が必要である。

④ 社会生活技術の獲得

学童クラブの子どもにとって、日常生活のうえで生じるさまざまな出来事についての生活技術を獲得することも大切なことである。日々の生活における援助に加え、学童クラブの援助領域を巣立った後の子どもの生活も視野に入れた、生活技術の獲得を積極的に援助していく。

【具体的活動と取組の基本】

① 子どもの状況把握と安全・衛生、健康管理、安全指導の活動

学童クラブが、昼間留守家庭児童の放課後の「居場所」として機能するための基本環境を整えるために、次のような取組は必須の条件である。

- ア 出欠確認（いわゆる「早退」「中抜け」を含む）、子どもたちの行動状況等の把握
- イ 一人ひとりの子どもの家庭状況、心理状況の把握及び適切な対応

（児童票や個別懇談等での把握）

ウ 施設・設備・遊具等の管理面における安全の確保及びおやつの提供等に当たっての衛生管理

エ 一人ひとりの子どもの健康状態の把握及び病気、けが等の際の初期対応と保護者への連絡等、また、夏休み等においては必要に応じて「昼寝」等の休息の確保による健康管理

オ 学校～学童クラブ～家庭の往復路における安全指導や犯罪等からの自己防衛力の獲得の指導
(保護者との連携を密にする)

② 基本的生活習慣の確立のための活動

基本的生活習慣は、自立的な生活を送るための基礎である。基本的生活習慣は、毎日の積み重ねを通じて体験的に学習していく事柄であるので、生活の各場面で、子どもに分かりやすく説明し、子ども同士の話合い等を通じて、納得しながら身に付けることができるよう援助する。その際、職員間で統一した指導内容、方法とすることが必要である。

主な指導事項は、次のような項目である。

- ア 個人の持ち物の整理整頓
- イ 遊具やその他の共有物の使い方及び後片付け
- ウ おやつや食事の前等の手洗い等の励行
- エ あいさつの励行 等

③ おやつの提供

おやつは子どもにとって、夕食時までの空腹を満たす「補食」の役割に加え、楽しく食べることによって情緒の安定を図る役割があることを踏まえる。また、「食事観」の形成に大切な時期でのおやつの提供であり、「食育」の視点を加味することが望まれる。

おやつの提供に当たっては次のことに留意する。

- ア 食物アレルギーや個別の対応が必要な児童に対しての情報収集と対応策を講じる。
- イ 手洗い、準備、後片付け、食べる態度など基本的生活習慣の確立という観点を重視する。
- ウ おやつの保管、加工から食器の取扱いに至るまで、衛生管理の徹底を図る。

④ 学習とその習慣づくり

学習のあり方は、基本的には各家庭の方針の問題であるが、学童クラブの子どもの生活において、帰宅時間が遅くなることも考慮して保護者とよく話し合い、一人ひとりにあった学習の仕方・習慣づくりを考える必要がある。また、学校長期休業中にあっては、一日の生活のなかで「静かに過ごす時間」を位置付け、学習ができる環境づくりに配慮することも必要である。

(2) 子ども育成の活動—育成の場としての働き

学童クラブにおける子ども育成は、すべての子どもの健全育成に取り組むに当たっての一般的な観点と同様である。（「第6 子ども育成活動」の項参照）

それに加えて、学童クラブの子どもの生活条件を踏まえ、集団特性（継続性のある小学校低学年を中心とした留守家庭の異年齢児童集団）を生かした活動内容を開拓することが望まれる。

- ① 子どもにとって学童クラブが居場所であるために、遊びや活動を通して子どもが達成感や学童クラブへの所属感が獲得できるよう援助を行う。
- ② また、学童クラブが毎日の生活の場であるには、安定した子ども集団の形成が必要であり、学童クラブの子どもたち独自の取組を位置付けていく。
- ③ 毎日生活している学童クラブの子どもにとって、子どもの自発的な遊びや取組が系統的、持続的に展開されるよう援助を行う。

【活動の基本目標】

① 生活体験の拡大

子どもは、多様な経験と多くの人々との交流の中で成長・発達する。児童館の学童クラブでは、自由来館の子どもとの交流活動を積極的に行う等、施設特性を活用した取組が望まれる。また、学童保育所においても、学童クラブ内だけでなく、広く地域に目を向け、積極的な交流を図ることが必要である。

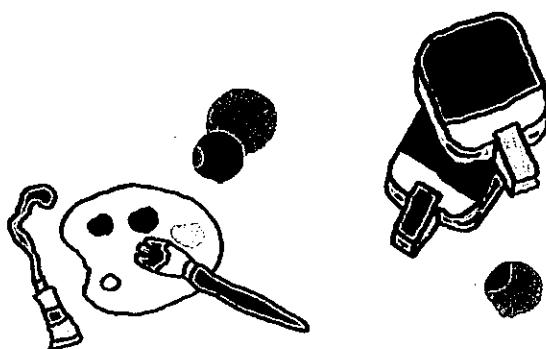
いずれの場合でも、学校や関係機関とも連携しながら、地域の人々がもっているさまざまな力を、子どもを育成するうえでの社会資源として位置付け、活用していくことも必要である。

② 社会性の養成

学童クラブの独自活動は、学童クラブの集団特性を踏まえ、継続的な仲間集団としての絆を強め、集団生活を通して、協調性やルールなどの社会性を養成する。

③ 自立の促進と自主性の尊重

学童クラブにおける子どもの自立の促進は、留守家庭児童としての生活条件の中で「生きる力」をはぐくむという側面からも重要である。主に3年生については学童クラブ修了以後も留守家庭児童という生活条件が継続する児童が大部分であることから、放課後の過ごし方等、生活上の意識付けを行うことが望ましい。また、集団生活の中にあっても、自発性、自主性が最大限尊重されなければならない。



【具体的活動と取組の基本】

① 館所外活動（キャンプ・宿泊活動も含む）

学校の長期休業中など学校休業日などを利用して、子どもたちの生活体験の質・量の拡大と仲間関係を築くことを目的に行う。

ア 公園、施設、山や川、動物園、科学館、博物館、劇場、映画館など多様な活動場所を、子どもの意見も取り入れながら選定し、ねらいをもって実施する。

イ 事前に子どもたちに説明し、子ども自身が期待感と目的意識をもって取り組めるようとする。また、子どもの活動、役割分担など無理のないプログラムとする。

ウ 下見を行い、安全の確保、健康の管理に十分に留意する。

エ ボランティアや保護者の協力を得ることにより、安全の確保、一人ひとりの子どもへの対応の幅を広げるとともに、相互の多様なかかわりによって、子どもの社会性をはぐくむ。

オ 公共交通機関を利用する機会もつくり、安全や公共マナーを学ぶ機会としても位置付け、指導を行う。

カ 学童クラブの保護者とともに取り組む場合は、保護者には無理のない範囲で役割分担を行い、わが子を客観的にとらえることのできる機会としても位置付け、参加を促す。

② 生活の節目となる活動（入会・修了記念行事、誕生日会等）

新1年生を迎える、3年生を送る、誕生日など、子どもの成長の区切りとなる機会に、仲間とともに成長を祝い、確認する活動である。次のことについて留意して取り組む。

ア 異年齢の特性を生かし、年齢に応じた「役割」と「出番」をつくる。

イ 保護者の参加を得て取り組む、または、活動の様子を伝えるなどして、保護者とともに成長を確認できる取り組み方をする。

③ 長期休業中の活動

長期休業中の一日は、午前中に学習の時間を設定し、午後には休息の時間を設定するなど、生活の流れを考慮し、めりはりをもたせる必要がある。また、日常的に取り組むことが難しいキャンプ、自然観察などの館所外活動や、じっくり取り組める活動を時間的なメリットを生かして行う。

朝から長時間一緒に生活する中で子ども同士のつながりを深めるなど、ねらいをもった意識的な取組が必要である。

④ グループづくり

学童クラブの子どもたちが相互にかかわり合い、支え合えるには少人数でのグループ（班）活動の充実が大切である。学童クラブにおいては生活の場としての基本単位であり、おやつを食べたり、集団遊びや当番活動などを行う。グループづくりに当たっては、次のことについて留意する。

ア 異年齢の子ども集団のよさを生かし、仲間意識や思いやりが育つよう配慮する。

イ 子どもの個性や学年に配慮し、自主的なリーダーの育成も図れる編成とする。

⑤ 当番活動

当番活動は、「生活の場」としての仕事・役割を子ども自身が担う活動であり、それを通して、生活技術の獲得や責任感、子ども同士教え合うなどの力を養う。当番活動は次のことに留意する。

ア 当番の決め方、役割分担の内容、方法等に子どもの意見も取り入れるなどして、役割を自主的に担えるよう援助する。

イ 年齢に応じた仕事内容を分担し、子ども同士が教え合い、助け合えるように配慮する。

(3) 子育て支援の活動一保護者としての役割を果たせるよう援助する働き

就労等により昼間子育てができない保護者に代わって、子どもの援助を行う学童クラブで、子どもの生活や活動の様子を保護者に伝えたり、保護者懇談会等で子育てについて学ぶ場を設定することは、保護者が子どもをはぐくむうえで必要な情報を得て「保護者としての役割」が十全に果たせるようにする子育て支援の取組である。

また、就労等の同じ子育ての条件をもった保護者同士の仲間づくりを援助し、子育てを支える地域、学校等とのネットワークをつくることによって就労家庭の子育てを支援する。

【活動の基本目標】

① 子育てに必要な情報の提供と交換

家庭や学校とは異なる中間的な「生活の場」である学童クラブで現れる子どもの態度や姿を保護者に伝えること、あるいは家庭での様子を聞くことなど、保護者との情報交換は、保護者と学童クラブが子どもの全体像を把握するために必要な取組である。このような取組を通して、子どもに対する共通認識を形成し、就労している保護者が、「保護者としての役割」を十全に果たしていくよう援助していくことが重要である。

② 子育ての仲間づくり

就労しながら子育てするという同じ条件をもった保護者同士を結び付け、悩みを出し合う、助け合う等の関係を築くための援助を行うことにより子育てを支援する、子育ての仲間づくりの活動は自分の子どもだけでなく、他の子どもも含めて育てようという地域におけるネットワークの一つを形成することになる。

③ 子育てを支えるネットワーク形成

一人ひとりの子どもの課題や子育ての問題を解決するために、学校、専門機関、地域の関係団体等と連携する。特に、子どもの育成のためには、学校との日常からの相互理解、信頼関係は欠かせない。また、学童クラブに対する地域の理解を深めることは、地域住民が子どもを見守り、地域全体で子育てを支援していく土壌をつくることにつながる。

地域団体と協力関係を結ぶ際には、活動への相互参加や共同の活動の実施等により、学童クラブへの理解が促進されるよう取り組むことが大切である。

【具体的活動と取組の基本】

① 保護者懇談会

学童クラブの方針、活動計画、子どもたちの生活の様子を伝え、保護者から家庭での様子や子育ての悩み、学童クラブへの要望などを聞く、あるいは子育てについて学習する場が保護者懇談会である。保護者懇談会については次のことに留意する。

ア 保護者との連携を図り、保護者同士が学童クラブの子どもたちの状況を共有するためにも、定期的に開催する。

イ 学年別、地域別などの小グループでの方法も取り入れ、効果的に実施する。

ウ 保護者の参加しやすい日程、時間を設定し、計画に組み入れ、予告案内し実施する。

② 個人懇談（保護者との個別相談活動）

一人ひとりの子どもの状況把握や保護者との意見交換等が必要な場合は、個人懇談等の方法を取り入れる。児童によっては、家庭の問題や児童虐待等精神的不安を抱えている場合もあり、子どもが発する信号や変化をキャッチし、早期対応が必要である。日常的にも保護者の迎えのときなど気軽に話す機会をつくるなど工夫する。

個別の相談に応じる際は、次のことに留意し、援助技術を活用して取り組む。

ア 子ども、保護者、家庭を支える観点で支援を行う。

イ ケースに応じて、必要な場合は関係機関との連携を図る。

③ おたより

子どもたちの生活の様子、活動の中での成長、子どもの問題・課題を伝えたり、行事の案内や連絡等を中心に定期的に発行されるものが「おたより」であり、次のことに留意する。

ア 子どもたちの生活や活動の様子が保護者に伝わるように、紙面の工夫も行い、月刊や週刊などで発行する。

イ 子育てを楽しむ情報の提供、子育てのアドバイスなど、保護者の子育てを励まし保護者同士をつないでいく内容も盛り込む。

④ 連絡帳

子どもの出欠の確認、健康状態、けが、生活、活動の様子等、一人ひとりの保護者との連絡手段として日々やりとりするものが連絡帳であり、保護者との信頼関係の確立に役立てる。

ア 子どもには毎日提出するよう指導し、家庭からの記載について点検する。

イ 出欠や受取りの確認だけにとどまらず、日常の様子を伝えたり、積極的に活用することにより、保護者との信頼関係の確立に役立てる。

⑤ 家族参加の活動を通した保護者の仲間づくり

保育所と違い保護者の迎えが少ない学童クラブでの保護者の参加を促す活動は、一人ひとりの保護者との関係づくりとともに、保護者同士が知り合う機会ともなる。保護者同士の関係づくりは、子ども同士の関係をつくっていくうえでも重要であり、次のことに留意する。

- ア 保護者の役割と出番のある活動に取り組む。
- イ 親子で楽しめ、保護者同士がかかわり合える内容で取り組む。
- ウ 保護者の参加できる日程で実施する。

⑥ 学校・地域との連携

ア 学校との連携

- (ア) 「学童クラブだより」と「学校だより」「学年だより」「クラスだより」等のおたよりの交換、活動・行事への相互参加・参観、懇談会の開催等、日常的に情報交換を行う。
- (イ) 一人ひとりの子どもや学童クラブ全体としての問題については、その都度意見交換を行い、課題の解決に当たる。

イ 地域との連携

学童クラブ活動への地域住民の参加を呼びかける、地域行事への参加、地域住民との交流活動の実施、ボランティアの受入れ等の活動により、学童クラブの子どもたちと地域住民がふれあう機会をつくる。

保護者組織との関係について

学童クラブの保護者会は、保護者が自主的に組織している任意の団体であることがその基本的性格である。保護者会の活動は、保護者間の交流等の独自活動を通じて、就労しながら子育てるという同じ条件をもった者同士を結び付け、悩みを出し合う、助け合う等の関係を築くという側面を有している。

また、児童館・学童保育所と保護者会との共催行事等の取組は、家族参加型の活動として、子どもにとっても有意義である。

保護者会との関係については、児童館・学童保育所と保護者会がそれぞれの立場と役割を踏まえて、協力・信頼関係の構築を図ることが大切である。

3 学童クラブにおける障害のある子どもの統合育成

(1) 統合育成の意義

学童クラブにおける障害のある子どもの統合育成は、学童クラブ事業の目的に基づいて、障害のある子どもも、障害のない子どもも、互いに多様なあり方を認め合い、支え合う関係をつくることによって、ノーマライゼーションの理念に基づいた学童クラブづくりを目指す取組である。

この取組の基本的意義は、次の3点である。

① 学童クラブ事業を利用する機会の均等化

学童クラブ事業の二つの役割（昼間留守家庭児童の保護・育成と就労している保護者の仕事と子育ての両立支援）を担うために、障害のある子どもも、障害のない子どもも区別なく、事業の対象児童として援助することによって、福祉サービスとしての学童クラブ事業を利用する機会の均等化を図る。

② 子どもの生活における人権感覚の育成

障害のある子どもも、障害のない子どもも区別なく事業の対象児童として援助することによって、子どもの生活にノーマライゼーションの理念を具体的に定着させ、子どもが成長していく過程で他者への理解や思いやりといった人権感覚を身に付け、人権文化の基礎を築く。

③ 障害のある子どもと障害のない子どもの相互関係の中での発達の促進

障害のある子どもと障害のない子どもの適切な相互関係、統合の促進によって、障害のある子どもの発達を促すとともに、障害のない子どもにとっても人間理解を深める等の精神面における発達を促す。

また、重度障害のある子ども等にとっては、統合環境が負担となり、ときにはその発達を阻害しかねない場合もある。統合育成は、その統合環境が障害のある子どもにとって適切なかたちで確保されるときに、はじめて効果を生むのであり、精神面・体力面や安全面を考慮し環境整備を図る必要がある。

(2) 学童クラブにおける統合育成の基本

子どもの実態は多様であるように、障害のある子どもの障害のありようもさまざまである。もちろん、障害のある子どもを養育している家庭の状況も一様ではない。

障害のある子どもを受け入れた学童クラブの運営に当たっては、このような多様なあり方を踏まえながら、障害のある子どもと障害のない子どもの関係をトータルに把握し、常に適切な関係がつくれるよう配慮し、居心地のよい生活の場の確保が必要である。また、障害のある子どもにおいて、障害のない子どもと受け入れ学年が異なる場合もあり、障害の状況や発達段階を踏まえた配慮が必要である。

また、家庭や必要に応じて関係機関との連携を進め、自立を促すための援助に努めることが重要である。特に、障害のある子どもの将来展望に立って、一人ひとりの子どもに見合った自立を促す援助を心がける。

さらに、職員や介助者などの障害のある子どもに対するかかわり方が、子どもの障害のある人への理解の仕方に影響することも十分に考慮する必要がある。

(3) 障害のある子どもの受け入れに当たっての理解と援助

① 子どもの障害の状態や特性の把握

面談や「児童の状況報告書」等により、子どもの状況や特性を把握する。また、家庭の状況も併せて把握する。その際には、保護者の希望する具体的な援助の内容等についても、話し合いの中で聴取し参考とする。

② 関係機関等との連携

子どもが通っていた保育園（所）、幼稚園、さらには医療機関、児童相談所、保健センター等については子どもの状況や援助に当たって必要な情報を収集し、参考とする。特に小学校・総合支援学校とは日常的に情報を交換し、連携を図る。

③ 職員間の共通理解の形成

面接や「児童の状況報告書」、保護者から聴取した内容、関係機関等から収集した情報に基づき、受入れに当たっての課題や援助のあり方を明らかにし、課題解決のための具体的な方法を検討し、職員間の共通理解に立った方針を決定する。また、子どもの状況に応じて、その都度、職員間で話し合い、共通認識を図り、介助者を含めて定期的にミーティングを開催する。

④ 具体的なかかわり方や基本的援助についての保護者の理解と協力関係の確立

受入れに当たっては、障害のある子どもの保護者の思いを受け止めつつ、学童クラブとして可能な援助内容について、保護者の理解を得る。また、日常の援助においても十分に話し合い、協力関係の確立を図る。

(4) 受入れ手順と職員の役割

① 障害のある子どもの紹介と関係づくり

障害のある児童の受入れに当たっては、障害のありようを子どもに理解できるように説明し、子どもからの質問に応じて理解を深めるようにする。他の子どもたちと同様に「仲よくしたい、楽しく遊びたい」という思いを伝え、子どもたちが障害のある子どもの気持ちや状況を理解できるようにする。また、現象面のみに目を向けるのではなく、障害のある子どもの変化や発達の事実に即して考えられるようにし、子ども同士がつながるきっかけをつくっていく。

また、障害の状態や特性に応じて、安全と人権の立場に立った配慮事項を子どもたちとともに確認し、障害のある子どもが安心できる子ども同士の関係づくりを図る。

② 介助者との話し合い

介助者には、施設の方針を伝え、適切な指示と援助を行い、障害のある子どもの対応が決して介助者任せにならないようにする。円滑に援助が行えるよう、介助者には次の内容等について伝える。

ア 介助者は、障害のある子どもにとって自立に向けた大切な存在であるとともに、障害のある子どもとまわりの子どもたちとをつないでいく役割をもつこと。

イ 介助者は、障害のない子どもにとって、障害のある子どもとのかかわり方を身近に見て、そのあり方を学ぶことができる手本であること。

ウ 障害のない子どもに対しても、遊びの仲間に入れるような適切な援助を行う等、学童クラブの活動全体ともかかわること。

エ 複数の介助者がかかわっている場合は、介助者記録等により、子どもの生活の様子や変化などを共有すること。

オ トラブル等が生じた場合は、介助者のみで判断せず、職員に伝え、指示を仰ぐこと。

③ 学童クラブの保護者の理解と協力

保護者懇談会等において次の内容を説明し、統合育成について学童クラブの保護者の理解と協力を得ることが必要である。

- ア 京都市における学童クラブ事業での障害のある児童の受入れについての説明及び介助者との役割の紹介
- イ 学童クラブとしての考え方（子どもたちに話したことや約束ごと等）
- ウ 障害のある子どもの保護者と相談をしたうえで、子どもの障害の状態や特性について

（5）統合育成を進める援助

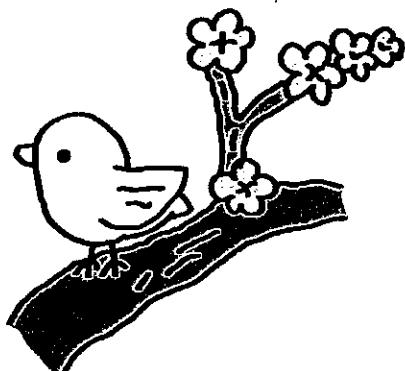
障害のある子どもに対する援助も、個別援助と集団援助、さらに地域援助に分けられるが、いずれもその目的は、障害のある子どもの自立を促し、社会参加を目指すことがある。

そのためには、障害のある子どもと、障害のない子どもが一緒に過ごす生活の場であるとともに、遊びを中心に展開される場であるという特性を生かした、援助を進める。その内容は、望ましい生活習慣の確立から日常生活の基本動作へ進み、さまざまな活動の中で心身の調和的発達を図り、社会性の発達へと進む道筋をたどる。

＜具体的展開＞

- ア 学童クラブの中に障害のある子どもが安心できる居場所をつくり、ゆっくりと子どもの状況や特性に合った取組を行う。
- イ 学童クラブでの生活や遊び、行事における子どもたちの姿を通して、障害のある子どもの中にても、さまざまな活動意欲をはぐくんでいく。
- ウ 障害のある子どもの気持ちに寄り添いながら、興味をもった遊びに誘いかける。
- エ 障害のある子どもにとって、学童クラブの生活のどの部分なら参加できるのか、どのような形態なら参加できるのか、その子どもの状況や特性を把握し、見通しをもって援助を行う。
- オ 遊びや活動を通して障害のある子どもの達成感や、子どもたちとの一体感が感じられるよう援助を行う。それらを通して、障害のある子どもの中にも自己肯定感を育てていく。

参考：冊子「学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成Q&A」



4 施設別の学童クラブ事業の考え方

京都市の学童クラブ事業は、「第2 児童館の性格と役割と機能」のところに述べたように、児童館において施設的に一元化して実施することを基本方針としているが、現在のところでは、専用施設としての学童保育所において実施しているところもある。

児童館と学童保育所で行っている学童クラブ事業の考え方を、それぞれの施設特性を踏まえて、以下に示す。

(1) 児童館における学童クラブ事業の可能性

児童館において実施している学童クラブは、学童保育所に比較して、次のような条件特性を長所として有している。

① 地域の幅広い年齢層の子どもたちとの交流が可能となる（子ども同士の交流の拡大）

児童館は、地域のすべての子どもが利用できる施設であり、学童クラブの子どもにとっても、児童館の各種活動に参加してくる地域の子どもたちと交流することができる（学童クラブを利用していない同じクラスの友だちとの「ヨコの交流」と、学童クラブの対象年齢を超えた異年齢の子どもたちとの「タテの交流」）。

② 地域の幅広い年齢層の大人たちと交流し、見守られ成長することができる（子どもと大人の交流の拡大）

母親クラブをはじめとして、子どもにかかわる地域のさまざまな大人が出入りする児童館では、子どもたちもいろいろな大人とかかわりをもつことができ、地域の大人たちに見守られながら、学童クラブの生活を送ることができる。また、学童クラブの対象学年を超えた後も、児童館を継続的に利用することができ、学童クラブのO Bとしても、児童館から成長を見守られ続けることができる（母親クラブが、学童クラブの子どもたちのために各種の活動を行ったり、学童クラブの子どもがO Bとして児童館の活動にかかわり続けてジュニアリーダーとして育ったり、子ども自身が成長の各段階で相談相手として児童館を「心の居場所」にするなどの実例が多くある）。

③ 地域の幅広い年齢層の保護者同士の交流も広がり、子育ての輪ができる（大人同士の交流の拡大）

児童館がコーディネートすることにより、学童クラブの保護者と幼児クラブの保護者や母親クラブのメンバーなどとの交流を生み出すことも可能である。保護者同士の交流が広がることにより、それぞれの子どもを「同じ地域の子どもとして」見る目が育ち、地域における子育ての輪が広がり、ネットワークをつくる基盤が形成される（例えば、児童館まつりを学童クラブの保護者や幼児クラブの保護者、母親クラブや地域団体の関係者が、協力し合ってつくりあげることで、大人同士の絆が強まり、子育ての輪が広がるなど）。

児童館における学童クラブは、このような大きな可能性のもとで実施されており、児童館・学童クラブ事業それぞれの活動を総合的に見て、お互いのメリットを生かせる活動の展開が必要である。このような条件特性を積極的に生かす活動を行うことで、子どもの育成環境として多面的な広がりをもたせることができる。

(2) 児童館における学童クラブとして配慮すべき事項

児童館において実施している学童クラブには、4(1)のような条件特性を長所として有しているが、一方で配慮を要する側面もある。

① 学童クラブの子どもの生活条件を踏まえた配慮事項

ア おやつを提供する、学習等を習慣付ける、土曜日や長期休業中に昼食を摂る等のための「生活の場」の確保が必要であり、そのための専用室として育成室を設けている。

イ 子どもの生活面の状況を継続的に把握するための職員体制を確立するため、専任の担当職員の配置が必要であり、「要綱」に専任職員の配置を明記している。

ウ 生活援助をはじめとして、学童クラブの子どもに固有の生活条件を考慮した活動が必要であり、本章の活動内容（特に、生活援助の活動）の実行が求められる。

エ 学童クラブの子どもに固有の生活条件を考慮することなく、学童クラブの活動を児童館活動一般に同一化してしまうことのないよう、適切な相互関係を保つことが必要である。

② 施設条件からみた配慮事項

ア 施設規模からみて、学童クラブの登録児童が超過している場合には、児童館全体が学童クラブに一体化してしまう傾向が生まれやすいので、自由来館の子どもと学童クラブの子どもが、それぞれに独自の活動が行い得るよう配慮する必要がある。

【取組の基本】

- ① 学童クラブの子どもと自由来館の子どもとの交流が促進されるような活動に努める。
- ② 児童館活動の理解や協力が得やすい学童クラブ保護者の協力も得て地域行事を設定する。
- ③ すべての活動を同一化してしまうのではなく、自由来館の子どもについても、学童クラブの子どもについても、それぞれの特性を生かした独自の活動に取り組む。

(3) 学童保育所における学童クラブ事業

学童クラブ事業の専用施設である学童保育所では、子どもの集団活動に取り組みやすい反面、子どもたちの関係が固定化する傾向がある。

学童保育所で実施される学童クラブ事業の日常活動は、本章の内容を活用して取り組むと同時に、学童クラブの子どもの健全育成を図るために、体験の幅を広げるという観点から、地域の子どもたちとの交流や地域のさまざまな大人との交流を図るなど、創意工夫を凝らして取り組むことが必要である。

【取組の基本】

- ① 近隣の児童館や学童保育所との交流活動の実施、地域の子どもと共同で参加できる活動の検討など、学童クラブ以外の地域の子どもとの交流の機会を増やす。
- ② ボランティアを受け入れたり、地域の個人や団体の協力を得た活動に取り組み、学童クラブの子どもと大人の交流の機会を増やす。

5 「放課後まなび教室」との連携

「放課後まなび教室」は、国における「放課後子どもプラン」の創設を受け、京都市における「放課後子ども教室推進事業」に対応する事業として、学校施設を活用し、地域やP.T.A.、学生等の参画を得ながら、放課後の自主的な学びの場と安心・安全な居場所を提供しており、2009（平成21）年度から、全小学校・全学年を対象としている。

一方、学童クラブ事業は低学年の昼間留守家庭児童を対象とし、遊びを通した健全育成及び家庭に代わる放課後の生活の場である。双方の役割の違いを踏まえながら、地域全体で児童を健全に育成する環境づくりの観点から、合同行事の開催等の連携を行い、放課後の子どもの安心・安全な居場所の充実を図ることが求められる。

また、学童クラブの子どもも「放課後まなび教室」に参加する場合もあることから、所在の確認をはじめとする安全確保の観点から、日常的な連絡体制を確立することが求められる。

【取組の基本】

- ① 小学校区単位を基本として、児童館・学童保育所と「放課後まなび教室」による「協議の場」を設ける。
- ② 各地域の状況に応じて、最も効果的に連携できるよう取組を進める。

【活動例】 児童館・学童保育所が実施する行事（ドッジボール大会、ゲーム大会等）への「放課後まなび教室」登録児童・スタッフの参加、定期的な行事（季節の行事、児童館まつり、お誕生日会等）の共同実施、館所外活動、映画観賞会、野外活動等の長期休業中における活動の共同実施、防犯・交通安全教室、防災訓練等の共同実施、子どもの健康状態の把握や一斉下校時など子どもの安全管理についての連携等

「放課後ほっと広場」

「放課後ほっと広場」は、近隣に一元化児童館等が設置されない地域において、「放課後まなび教室」と「学童クラブ」機能を有する事業とを緊密な連携のもと運営する新たな放課後児童対策事業である。本事業においては、「放課後まなび教室」の他に余裕教室を確保し、小学校の完全下校時までの時間帯に「放課後まなび教室」に登録する子どもたちを含めた健全育成の取組を展開するとともに、その後の時間帯において留守家庭児童を保護・育成する取組を実施する。

京都市兒童館・學童保育所職員研修体系科目一覽

平成25年4月

研修科目	実施時間	研修形式	実施形態	実施回数	履修区分	備考	※
健全育成論	120分以上	講義	集合	毎年1回	必修	1年以内	◎
児童虐待防止法	90分以上	講義	集合	毎年1回	必修	1年以内	新採用員対象に2日間で実施
授課後児童カラフル(学童カラフル)論	90分以上	講義	集合	毎年1回	必修	1年以内	◎
京都市の児童館・若葉カラフル事業	90分以上	講義	集合	毎年1回	必修	1年以内	◎
児童の発達理論	90分以上	講義	集合	毎年1回	必修	3年以内	◎
障害のある児童の統合育成法	90分以上	講義	集合	毎年1回	必修	3年以内	◎
現職福祉援助技術論	120分以上	講義	集合	毎年1回	必修	3年以内	◎
安全指導安全管理法	90分以上	講義	集合	毎年1回	必修	3年以内	◎
救命法・普通救命講習	180分	実技講習	分散	3年に1回以上	必修	3年以内	◎
個別援助技術	120分以上	講義・演習	集合	3年に1回以上	必修	おおむね5年以内	◎
集団援助技術	120分以上	講義・演習	集合	3年に1回以上	必修	おおむね5年以内	◎
地域援助技術	120分以上	講義・演習	集合	3年に1回以上	必修	おおむね5年以内	◎
ゲーム・運動遊び	90分以上	実技講習	分散(又は集合)	1年に1回以上	4科目以上選択	おおむね5年以内	①
造形表現活動	90分以上	実技講習	分散(又は集合)	1年に1回以上	4科目以上選択	おおむね5年以内	②
音楽表現活動	90分以上	実技講習	分散(又は集合)	1年に1回以上	4科目以上選択	おおむね5年以内	②
身体表現活動	90分以上	実技講習	分散(又は集合)	1年に1回以上	4科目以上選択	おおむね5年以内	①あるいは②
野外活動	90分以上	実技講習	分散(又は集合)	1年に1回以上	4科目以上選択	おおむね5年以内	①
児童文化財活用法	90分以上	実技講習	分散(又は集合)	1年に1回以上	4科目以上選択	おおむね5年以内	①あるいは②
科学遊び	90分以上	実技講習	分散(又は集合)	1年に1回以上	4科目以上選択	おおむね5年以内	①あるいは②
特別支援	90分以上	講義	集合	毎年1回	必修	——	全体対象に実施
障害のある児童の統合育成Ⅱ	90分以上	実践交流等	集合	毎年1~2回	任意	——	全体対象に実施
児童館・学童クラブ活動研究Ⅰ	90分以上	分散	毎年2~3回	任意	——	プロック企画研修	——
児童館・学童クラブ活動研究Ⅱ	——	実践交流等	分散(又は集合)	毎年1~2回	必修	——	活動指針研究
プレゼンテーション術	180分以上	講義・演習	集合	3年に1回以上	必修	おおむね5年以内	——
ソーシャルワーク論	180分以上	講義・演習	集合	3年に1回以上	必修	おおむね5年以内	——
チームマネジメント研究	180分以上	講義・演習	集合	3年に1回以上	必修	おおむね5年以内	——
特別講義	120分	講義	集合	3年に1回以上	必修	おおむね5年以内	——
中堅研修	——	実技講習	派遣	毎年1回	任意	おおむね2週間	中堅研修を修了した者対象
中堅職員派遣研修	90分以上	講義	集合	毎年1~2回	任意	——	施設長対象
施設長研修	90分以上	講義	集合	毎年1~2回	任意	——	施設長対象
児童厚生員等基礎研修会	3泊4日	講義・実技	派遣	毎年1回	任意	青成財団基礎研修体系指定科目	京都市実施基準研修体系の○印と同様
中堅兒童厚生員等研修会	3泊4日	講義・実技	派遣	毎年1回	任意	児童厚生二級指導員資格取得者・経験年数3年以上の現任者対象	——
児童厚生一級特別指導員セミナー	2日	講義・実技	派遣	毎年1回	任意	児童厚生一級指導員対象	——
全国児童館長研修会(初任者・経験者)	1日	講義・実技	派遣	毎年1回	指名	現任館長の中から行政が指名派遣	——
全国児童厚生員等指導者養成研修会	3泊4日	講義・実技	派遣	毎年1回	指名	青成財団中堅研修会履修者の中から行政が指名派遣	——
その他の研修							
派遺研修							

內，示即而基擬期修休采

「児童厚生二級指導員」資格取得者

選択①②印(7科目のうち、①②より各1科目+①か②の履修1科目、計3科目)実施 分散: ノック単位で分散して実施■臨時拘束用職員の対象科目